

## 北海道告示第 1 1 5 0 3 号

令和 5 年北海道告示第10857号により定めた胆振海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により当該胆振海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和 7 年 9 月 2 6 日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 胆振海区漁場計画の変更の内容

次のとおり

### 2 漁業法第64条第 8 項において準用する同条第 4 項の規定により聴いた胆振海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

次のとおり

### 3 漁場図

次のとおり

### 4 変更（追加）した漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 申請期間 令和 7 年10月 1 日から令和 7 年10月31日まで

（「次のとおり」は省略し、その関係書類及び図面を北海道水産林務部水産局漁業管理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.htm>）において縦覧に供する。）